

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

下呂市馬瀬数河地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市 地籍図原図
岐阜県下呂市 地籍簿案
(下呂市馬瀬数河の一部)
2. 閲覧期間 令和元年 11 月 8 日から
令和元年 11 月 28 日まで 20 日間
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。)
3. 閲覧場所 下呂市役所 馬瀬振興事務所 馬瀬地域振興課
4. 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているため、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
7. 閲覧は、期間中毎日 9 時から 17 時までの間とする。

令和元年 11 月 8 日

下呂市長 服部 秀洋